『毛呂山町パートナーシップ宣誓制度』がスタートします

一人ひとりがお互いに人権を尊重し、多様な生き方や価値観を認め合いながら、誰もが活躍できる地域社会を目指すため、令和3年10月1日から「毛呂山町パートナーシップ宣誓制度」を開始します。



「毛呂山町パートナーシップ宣誓制度」とは

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において、 相互に協力し合うことを約束した一方または双方が 性的マイノリティであるカップルがパートナーシッ プ関係であることを町に宣誓する制度です。

制度による法的な効果はありませんが、お二人のパートナーシップを尊重し、性的マイノリティが抱える様々な困難や生きづらさが緩和され、性の多様性への理解の促進に繋がることが期待されます。

宣誓することができる方

双方または一方が性的マイノリティで、かつ、双方が次のいずれにも該当する方々が宣誓することができます。

- ・成年に達している。
- ・町内在住か、転入を予定している。
- ・配偶者(事実婚を含む)がいない。
- ・他の方と宣誓をしていない。
- ・お互いに近親者でない。

宣誓に必要な書類

- (1) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
- (2) 婚姻していないことを証明する書類(戸籍抄本など)
- (3) 本人確認書類 (マイナンバーカードや運転免許証など)

宣誓の流れ

①宣誓希望日の予約(電話)

事前に総務課自治振興係までご連絡ください。 宣誓の日時等の調整と必要書類の確認をします。

② パートナーシップ宣誓

本人確認を行い、町職員の立会いのもとで宣誓書を記入をします。

プライバシー保護のため、個室で対応します。

③ 宣誓証明書等の交付

後日、お二人それぞれに宣誓証明書等を郵送、 または窓口で交付します。

問合せ 役場総務課自治振興係

☎295-2112内線314

※くわしくは、町ホームページをご覧ください。



間 役場秘書広報課 広報広聴係 ☎295-2112肉332



室岡 俊賢さん (7歳6か月) 参覧され (7歳6か月) まちかま 美知嘉ちゃん (4歳10か月) たかみち 賢徹ちゃん (0歳8か月)

可愛いものが大好きで、何でも一生懸命な ミミちゃん。お兄ちゃんと協力して弟のお 世話をしてくれるしっかり者。これからも 素敵な笑顔をたくさん見せてね!



ー _{あかり} 森山 耀 ちゃん (0歳11か月)

もうすぐ1歳のお誕生日を迎えるあーちゃん。よく食べ、よく寝て、よく遊び、元気に育ってくれてありがとう。

毎日色々なことができるようになるね。これからどんな女の子に成長するのかな? 楽しみです。